

令和6年度紫波町奨学生志望のしおり

紫波町在住者(就学のため町内から転出した者を含む)で、令和6年4月に高等学校、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、短期大学、大学に進学し、当町の奨学金の貸付けを希望する方は、下記により書類を提出してください。

また、令和6年4月1日以前に進学され、現在、在学中の方についても、同様の取り扱いといたします。

**紫波町奨学金は「貸付型の奨学金制度」です。
卒業後に必ず返還する必要があります。**

1 提出書類 (すべて1部ずつ)

- (1) 紫波町奨学金貸付申請書
- (2) 奨学生推薦調書(令和6年3月まで在学する学校による作成。本人開封無効)
- (3) 戸籍抄本又は戸籍一部事項証明書(申請者本人のもの)
- (4) 健康診断書(令和6年3月まで在学する学校又は医療機関による作成)
- (5) 所得課税証明書(同一世帯内全員分)
- (6) 連帯保証人 ※1 及び保証人 ※2 の所得課税証明書

※1「連帯保証人」は、申請者が未成年者の場合は法定代理人、成年者の場合は父、母、兄、姉またはこれに代わる者となります。申請者と連帯保証人が同一世帯でない場合にのみ課税証明書が必要です。

※2「保証人」は、原則として県内に住所を有し、独立の生計を営む者とし、奨学金の返済能力を有する者とします。(同一世帯で生計が一緒の方は除く)

- (7) 在学証明書(令和6年4月に在学又は進学する学校から受けてください。)

※在学証明書については令和6年4月10日(水)までにご提出ください。

提出が間に合わない場合は必ずご連絡ください。

なお、審査のため上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

申請様式は下記のとおり配布しております。

- ・市町村役場窓口での受取(紫波町教育委員会事務局 教育総務課)
 - ・紫波町教育委員会サイト(<http://www.office.shiwacho.ed.jp/>)
- トップページ>各種様式>紫波町奨学金 からダウンロード

2 対象者

- (1) 学業の成績が優秀で性行が善良である者
- (2) 心身とも健全である者
- (3) 経済的な理由により修学が困難であると認められる者

(世帯の1年間の収入が一定基準以下の者。基準は、日本学生支援機構・岩手育英奨学会に準じています。詳細は、教育総務課までお問い合わせください。)

3 申請受付期間

受付 令和5年12月11日(月)から令和6年2月9日(金)午後5時まで(郵送可)

※ご提出された書類は、採否の如何に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。

4 提出先

〒028-3392

紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町教育委員会事務局 教育総務課(紫波町役場 3階)

5 貸付決定

内定通知…令和6年3月中旬に送付

奨学生決定通知…令和6年4月下旬に送付

貸付開始…令和6年5月中旬(初回は4月・5月分) ※6月以降は毎月15日

※応募者多数の場合、基準を満たしていても貸付決定枠の関係で採用されない場合がありますので、予めご了承ください。

6 貸付金額

- (1) 高等学校 月額2万円(県外3万円)
- (2) 高等専門学校 月額3万円
- (3) 専修学校(専門) 月額3万円
- (4) 短期大学 月額3万円(県外4万円)
- (5) 大 学 月額3万円(県外4万円)

※大学院への進学は貸付けの対象になりません。

7 貸付期間及び貸付方法

新しく奨学生となった方については、奨学生(本人)名義の口座に、修業年限まで毎月15日(この日が銀行の休業日の場合は、その前日とします。)に奨学金を振り込みいたします。

8 奨学金の返還

奨学金の貸付けが終了した月の翌月から起算し、正規の修業年限の2倍に相当する期間以内に返還いただきます。(例：4年制大学→8年以内に返還)

奨学金は**無利子、全額返還**です。

ただし、定められた期間内に返還いただけない場合には、**延滞金**が発生します。

9 その他

採用後、中途退学等奨学生の資格に欠ける事由がない限り、最短修学期間内において、在学卒業まで貸付けを継続することができますが、継続貸付けのため、毎学年末に在学する学校長が発行する学業成績証明書の提出が必要になります。

紫波町の奨学金事業は、紫波町奨学金貸付基金及び本奨学金貸付終了者からの返還金で運用されています。貸付けを受けた方が返還しなければ、新たに奨学金を必要とする方に貸付けすることが困難になりますので、確実に返還しなければなりません。

奨学金や修学資金の融資は、当町の奨学金のほか、各種団体や学校でも行っています。採用条件や貸付条件(金額・返還期間等)がそれぞれ異なりますので、比較検討のうえ申請することをおすすめします。

※ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

《 お問い合わせ先 》

紫波町教育委員会事務局

教育総務課

電話 019-672-2111(内線 3150)

紫波町奨学生推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度、行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(1)「態度、行動が生徒にふさわしく」とは、校内、校外の生活を通じて規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

(2)「良識ある社会人」とは、一般的な意味のほかに奨学金返還についても十分な責任感があると認められる者を意味する。

2 健康について

別に提出を求める健康診断書により、修学に十分耐え得るものと認められること。

3 学力及び素質について

中学校、高等学校、大学等における学習成績が優秀であること。

4 経済的事由により、就学に困難があると認められる者を対象とし、当該学生の父母等扶養義務者の所得が一定の基準（日本学生支援機構・岩手育英奨学会の推薦基準に準ずる）以下であること。